法務省

（高松高等検察庁検事長）検事長　齊藤　雄彦
広島高等検察庁検事長に補する
検事長　稲川　龍也
高松高等検察庁検事長に補する
（最高検察庁監察指導部長）検事　小川　新二
最高検察庁公安部長を命ずる
最高検察庁監察指導部長を免ずる
（最高検察庁検事）同　井上　宏
最高検察庁監察指導部長を命ずる
（同）同　安東美和子
辞職を承認する（以上三月十四日）
（大阪地方検察庁検事）検事　岡本　陽介
（同）同　平井　太
（神戸地方検察庁姫路支部検事）同　磯部　慎吾
東京地方検察庁検事に配置換する（各通）
（名古屋地方検察庁検事）同　山本　洋季
大阪地方検察庁検事に配置換する（以上三月二十八日）
（大阪地方裁判所判事補兼大阪簡易家庭裁判所判事補兼大阪簡易裁判所判事）判事補兼簡易裁判所判事　鎌田　咲子
（大阪家庭裁判所判事補兼大阪地方裁判所判事補兼大阪簡易裁判所判事）同　前田　優太
検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する
法務教官（法務総合研究所教官）に併任する（各通）（三月二十九日）
（東京地方検察庁検事法務省大臣官房司法法制部付）検事　近藤　真史
（東京地方検察庁検事）同　竹内　京子
（同）同　菱川　みお
（同）同　磯部　慎吾
（同）同　伊東　真依
（いわき地方検察庁検事）同　飽津　史隆
（千葉地方検察庁検事）同　西尾　和浩
（大阪高等検察庁検事）同　明石　成司
（大阪地方検察庁検事）同　大谷　栄治
（神戸地方検察庁総務部長）同　山田　毅紀
（名古屋地方検察庁検事）同　丸山　美紀
（熊本地方検察庁検事）同　坂井　俊介
（宮崎地方検察庁検事兼福岡高等検察庁宮崎支部検事）同　石井　康介
（那覇地方検察庁検事兼福岡高等検察庁那覇支部検事）同　若杉　朗仁
（札幌地方検察庁検事）同　茂木　潤子
（釧路地方検察庁北見支部長兼釧路地方検察庁網走支部長）　久野　崇史
同　櫻井健太郎
（大阪地方検察庁検事兼大阪法務局訟務部付）検事兼法務事務官　青木　純代
辞職を承認する（各通）（三月三十一日）

官庁報告

法務

公証人任免

千葉地方法務局所属公証人宮波英躬は願により公証人を免ぜられた。

齋藤紀子は公証人に任命され、千葉地方法務局所属公証人宮波英躬の後任を命ぜられた。（以上三月三十一日）（法務省）

再審による無罪判決の公示

平山友裕（住居北九州市八幡東区宮の町二丁目一一番八号、会社員、平成二年一一月一七日生）に対して、「平成二三年一〇月五日、北九州市小倉南区中吉田六丁目二六番八号付近道路において、自動車運転上の過失により五名に傷害を負わせた。」との事実につき、略式命令（罰金四〇万円）が確定していたが、再審の結果犯罪の証明がなかったので、平成二九年三月一三日無罪の言渡しをした。

小倉簡易裁判所

国家試験

平成29年度秋期情報処理安全確保支援士試験

情報処理の促進に関する法律施行規則（平成28年経済産業省令第102号）第4条第1項の規定に基づき、平成29年度秋期情報処理安全確保支援士試験を実施する期日、場所その他試験の実施に関し必要な事項を次のように定めたので、公示する。

平成29年4月7日

経済産業大臣　世耕　弘成

1　試験を実施する期日　平成29年10月15日（日）
2　試験地
(1)　試験地
札幌、帯広、旭川、函館、青森、盛岡、仙台、秋田、山形、郡山、水戸、土浦、宇都宮、前橋、新潟、長岡、埼玉、千葉、柏、東京、八王子、横浜、藤沢、厚木、長野、甲府、静岡、浜松、豊橋、名古屋、岐阜、四日市、富山、金沢、福井、滋賀、京都、大阪、奈良、神戸、姫路、和歌山、鳥取、松江、岡山、福山、広島、山口、徳島、高松、松山、高知、北九州、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、那覇
(2)　注意事項
①　試験会場は、指定できないものとする。
②　試験地は周辺の市町村を含む。
③　各試験地で収容能力を超えた場合には、それぞれ隣接する試験地での受験とする。
なお、事前に通知は行わないものとする。
3　受験資格　特に限定しない。
4　試験案内書・願書について　試験案内書・願書は、独立行政法人情報処理推進機構ＩＴ人材育成本部情報処理技術者試験センター（以下「試験センター」という。）が指定する期間、試験センターにおいて入手することができる。郵便により請求する場合、送付先を明記するとともに返信用切手を同封し、試験センターの指定する期日までに到着するよう送付すること。
5　受験願書の受付について
(1)　書面による受験願書の受付
①　提出先　〒113―8663　東京都文京区本駒込２丁目28番８号　文京グリーンコートセンターオフィス　独立行政法人情報処理推進機構ＩＴ人材育成本部情報処理技術者試験センター
②　提出方法　郵便局の郵便貯金の窓口から受験手数料を払い込むとともに受験願書を提出する。
③　受付期間　試験センターの指定する期間とし、受付締切日までの消印があるものに限り受け付ける。
④　５名以上まとまった場合は、団体として受け付ける。((5)、(6)参照)
(2)　インターネットによる受験願書の受付（クレジットカードを利用して受験手数料を払い込む方法）
①　提出先　〒113―8663　東京都文京区本駒込２丁目28番８号　文京グリーンコートセンターオフィス　独立行政法人情報処理推進機構ＩＴ人材育成本部情報処理技術者試験センター（ホームページアドレス http://www.jitec.ipa.go.jp/）
②　提出方法　試験センターの指定するクレジットカードを利用して受験手数料を払い込むとともに試験センターのホームページから受験願書に必要な事項を入力し送信することにより提出する。
③　受付期間　試験センターの指定する期間とし、受付期間中に試験センターの使用に係る電子計算機に備えられたファイルに受験願書に必要な事項が記録されたことを確認できたものに限り受け付ける。
(3)　インターネットによる受験願書の受付（コンビニエンスストアを利用して受験手数料を払い込む方法）
①　提出先　上記5(2)①の提出先と同じ。
②　提出方法　試験センターのホームページから受験願書に必要な事項を入力し送信することにより提出し、試験センターの指定するコンビニエンスストアを利用して払込期日までに受験手数料を払い込む。
③　受付期間　上記5(2)③の受付期間と同じ。
(4)　インターネットによる受験願書の受付（ペイジーを利用して受験手数料を払い込む方法）
①　提出先　上記5(2)①の提出先と同じ。
②　提出方法　試験センターのホームページから受験願書に必要な事項を入力し送信することにより提出し、ペイジーを利用して、試験センターの指定する金融機関で払込期日までに受験手数料を払い込む。
③　受付期間　上記5(2)③の受付期間と同じ。
(5)　書面による団体の受験願書の受付（指定の用紙を使用して受験手数料を払い込む方法）
①　提出先　上記5(1)①の提出先と同じ。
②　提出方法　試験センターの指定する用紙を使用して郵便局又は銀行口座に払込期日までに受験手数料を払い込むとともに受験願書を提出する。
③　受付期間　上記5(1)③の受付期間と同じ。